

暮らしに役立つ情報や悪質商法に遭わないようにするための情報をお伝えする

すけ坊かわら版

No.
87
令和8年
3月15日発行

足立区消費者センターキャラクター
あなたのおたすけ隊
“はりきり！すけ坊”



足立区消費者センター

〒123-0851 足立区梅田7-33-1 エル・ソフィア2階 ☎03-3880-5385
消費生活相談専用 ☎03-3880-5380
相談時間：平日午前9時～午後4時45分（年末年始を除く）

自宅の売却は 慎重に！

売って老後資金に
するはずが...。
損をする結果に!?

住宅を売却して現金を得て、売却後は賃貸借契約を結び、毎月家賃を支払いながら、引き続き住む「リースバック」。

近年、**思わぬトラブルが増えています。**



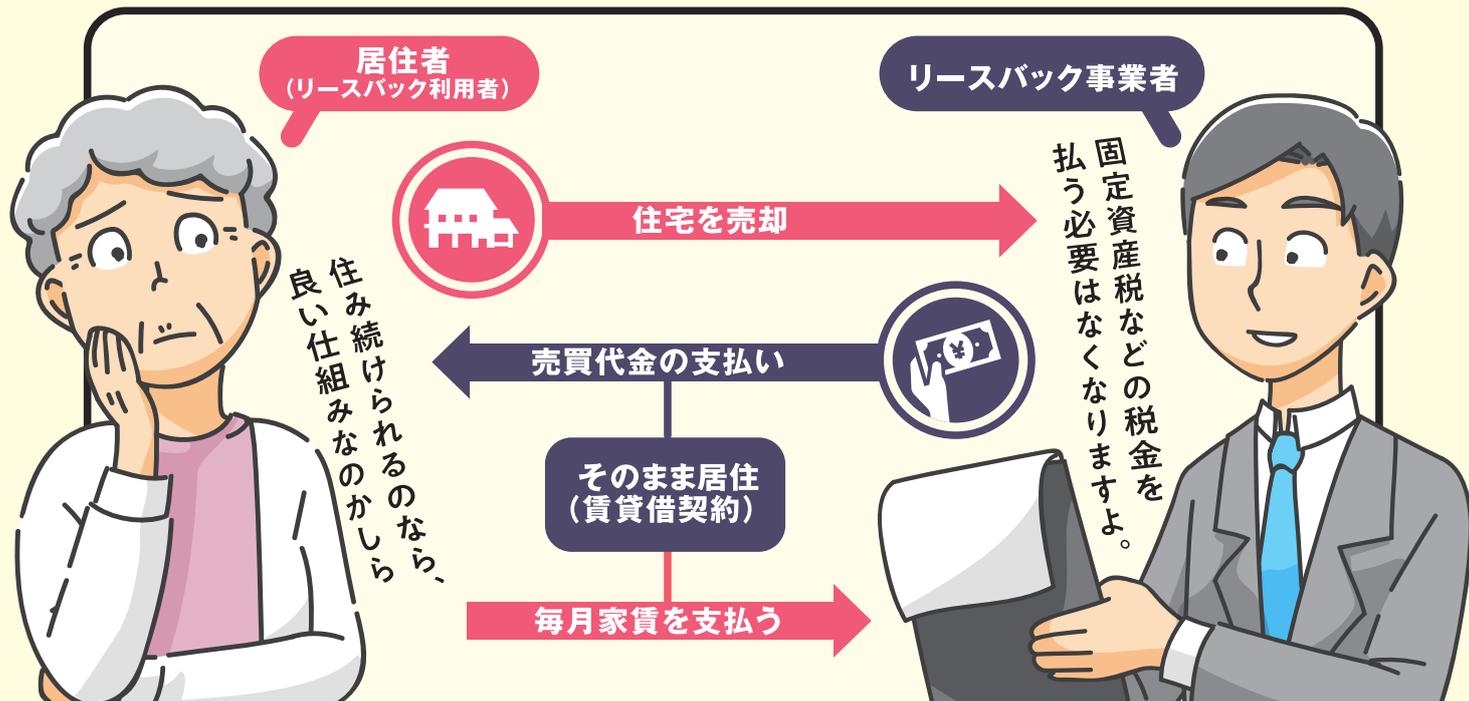
トラブルを防ぐ方法とは!?

困ったときは消費者センターへ!

☎ 03-3880-5380

詳しくは
裏面を

リースバックの仕組み



事例

- その1 強引な勧誘で契約後、家賃の合計額が数年で売却価格を超えることに気づき解約を申し出たら、高額な違約金を請求された。
- その2 定期借家契約で数年の契約終了に伴い退去せざるを得なくなった。

確認すべき

2つのポイント

1 契約前に売却金額と家賃総額のどちらが高いか計算して比較し、価格・賃料等の条件は納得できるまで事業者と協議する。

2 売却後も長く住み続けたい場合、契約前に定期借家契約でないか等の契約の種類や契約期間、契約更新・再契約の条件を確認する。

自宅を売却した場合、クーリング・オフの適用はありません。

書類にサインや押印を求められても、安易に応じず、家族・親族等と相談して慎重に検討しましょう。

★ リースバックのトラブル事例や注意すべきポイントの詳細はコチラ ➔



少しでも不安を感じたり、トラブルにあった場合は
消費者センターにご相談ください。

☎ 03-3880-5380